

報告第9号～第11号

平成31年3月25日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 9 号	専決処分の報告について	1
報告第 10 号	専決処分の報告について	3
報告第 11 号	専決処分の報告について	5

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 3 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月14日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 AGF 鈴鹿体育館大規模改修工事
- 2 変更後の契約金額 816,492,960円
(変更前の契約金額 813,240,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月25日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月14日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 AGF 鈴鹿体育館大規模改修電気設備工事
- 2 変更後の契約金額 236,144,160円
(変更前の契約金額 231,120,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月14日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 AGF 鈴鹿体育館大規模改修機械設備工事
- 2 変更後の契約金額 306,426,240円
(変更前の契約金額 301,741,200円)